

## 都市計画法第32条の協議基準について

都市計画法第32条協議の申請をする前に、あらかじめ各担当の基本的な協議事項をお伝えすることにより、図面の差替えの負担軽減や協議期間の短縮を図るため、『都市計画法第32条の協議基準』を取り扱いますので、協議基準に沿った内容の申請にご協力ください。

なお、細かい調整事項は申請後、図面を精査した後に改めてご提示しますので、よろしくをお願いします。

### 【 都市建設課 】 役場庁舎2階①番窓口

#### 都市計画・企業誘致係

- ① 登記に必要な関係書類（登記承諾書、印鑑証明等）は地目変更後、速やかに提出してください。なお、所有権以外の権利（抵当権等）については抹消の上、提出してください。
- ② 完了検査は前橋土木事務所と一緒に行いますので、日程が決まり次第連絡してください。また、検査時に水道業者にも立会をするよう連絡してください。
- ③ 後日、開発行為許可通知と完了検査済証の写しを提出してください。
- ④ 土地の区画形質の変更（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を含む）の面積が1,000㎡を超える場合には、景観条例による届出が必要です。
- ⑤ 近隣住民に配慮をして工事をしてください。

#### 用地係

- ① 境界標については、認識できるように正確に設置してください。
- ② 帰属する施設については、地目変更を行った後に帰属してください。
- ③ 宅地内の雨水桝は浸透桝として、側溝へはオーバーフロー分のみの排水としてください。

#### 工務係

- ① 舗装のコアは1ヶ所抜き、供試体試験を行い、試験結果を提出してください。
- ② 上層・下層路盤の現場密度試験を行い、試験結果を提出してください。
- ③ 工事写真等の完成書類及び使用材料の承認願いは完了検査の5営業日前までに提出してください。
- ④ グレーチングは10mに1カ所、1mものにしてください。（農業用水以外）
- ⑤ 製品はT-25対応のものにしてください。（土被り等も考慮）
- ⑥ 側溝、集水桝及び横断側溝等の下層路盤下の埋戻しはRC-40等の碎石で埋め戻してください。
- ⑦ 開発区域外の既設舗装面とのスリツケは水溜まりの出来ないように施工してください。
- ⑧ 開発地に接する水路敷き等がある場合には、防草コンクリート等の処理を行って

ださい。(後日草の苦情の出ないように)

- ⑨ 工事を施工した部分の道路については、引渡日から2年以内(申請人に故意または重大な過失があったと認められたときは10年以内)に破損または沈下した場合は、道路管理者の指示に従い、申請人(施工者)の負担により速やかに補修してください。なお、新設した道路も同様に取り扱うものとします。
- ⑩ 水路の道路横断部については、ボックスカルバート(T-25)または横断用側溝(T-25)にて施工してください。尚、既設側溝の横断が発生する場合についても、ボックスカルバート(T-25)または横断用側溝(T-25)にて改修を行ってください。
- ⑪ 側溝の合流部及びボックスカルバートの前後は集水枡を設置してください。又、側溝の曲がり部に集水枡を設置する事については、当係と協議を行ってください。

### まちづくり係

- ① 公園、緑地または広場を設置する際は、環境の保全、災害の防止、非常時における避難及び住居者のレクリエーション等の用に供することを考えて、適切に配置してください。

## 【 経済産業課 】 役場庁舎2階③番窓口

### 農業振興係

- ① 農業用水路への工作物の設置は、関係土地改良区に手続きを行ってください。(別紙1)
- ② 農業用水路への放流は、関係土地改良区への手続きを行ってください。(別紙1)
- ③ 農業用水路への蓋がけは必要最低限とし、4メートルの中に1ヶ所、1メートルのグレーチングを設けてください。ただし、水路断面が900mm×900mm以上の水路はこの限りではなく、個別に協議します。
- ④ 農業用水路の改修・付け替えは、断面・流量等の既存の水路機能を確保してください。
- ⑤ 水門、水口、堰等の土地改良施設の操作や進入に影響がないようにしてください。
- ⑥ まわりの農地に光や影などの影響が出ないようにしてください。
- ⑦ 農業用水路へ影響を及ぼし得る工事については、極力灌漑期(6月中旬～9月末)を避けた工期を検討してください。

## 【 環境安全課 】 役場庁舎 2 階④番窓口

### 環境政策係

- ① 開発計画区域外から土砂等の搬入を計画している場合、「玉村町土砂等による埋立て等の規制に関する条例」に該当する場合があります。該当する場合には、別途手続きを行ってください。
- ② 開発計画が事業所の場合（※住居の場合はクリーンセンター係を参照）
  - ・ 事業所からのごみは、地域のごみ収集場所には出せません。産業廃棄物あるいは事業系一般廃棄物として適切に処理してください。
- ③ 近隣から苦情が来ますので、引き渡しが完了するまでの間、雑草の管理をお願いします。
- ④ 引き渡し時に、水路に入った宅地の土砂は除去してください。

### 交通防犯係

- ① 計画区域内に取り付け道路を設ける場合は、現道との交差点部分へカーブミラーを設置してください。仕様は、φ 6 0 0 mm（現道が、国県道や都市計画道路など交通量が多い道路にあつてはφ 8 0 0 mm）ステンレス（参考型番：SUS-600 または SUS-800）鏡面・ダブル・独立支柱を基本とし、現道幅員が狭小の場合は、曲柱にて施工してください。また、支柱に耐候性があるプレート、塗装、シール等で「玉村町 ●●年」と表示してください。
- ② 新設道路から現道へ出る 1～数メートル手前（状況による）に停止指導線を、直前にドットラインを路面標示してください。取り付け道路の幅員が 6 m 以上の場合は、更に外側線も付してください。路面標示の仕様は全て、溶融式で白色としてください。
- ③ 取り付け道路が行き止まりの場合は、前述のカーブミラーの視認を妨げず、かつ取り付け道路侵入口付近に、「この先行き止まり 玉村町」と表示した看板を独立支柱にて設置してください。仕様は、縦型 9 0 0 mm× 6 0 0 mm、普通反射 EGP、アルミ複合板とし、同等以上の性能を有するものについても可とします。
- ④ 計画区域に隣接する現道への出入り箇所に歩道が設置してある際は、出入り車両と歩道通行者との接触を避けるため、歩道部分にラバーポールを交差部分の両側に 1 本ずつ設置し、高さ 8 0 0 mm を基本としてください。仕様は、型番：P F - Q 8 0 0 を参考としてください。
- ⑤ 取り付け道路が無い場合でも、店舗等、不特定多数の車両が頻繁に出入りすることが想定される箇所においては、歩道がある場合は歩道に薄層塗装するとともに、歩道（現道）へ出る手前の計画区域内に、必要に応じて凹凸のハンプや「学童注意」などの路面標示を設置してください。仕様は、幅 3 5 0 mm・高さ 5 0 ミリ以上で、出入口にあわせた長さとしてください。
- ⑥ 開発計画が 1 0 戸以上の住居の場合、防犯上の観点から防犯灯を設置していただく可能性もありますので、地元区長と協議してください。仕様は、1 0 W 未満防犯

灯とし、型番：NNY20338LE1を参考としてください。

## 消防防災係

- ① 消防水利計画図（包含図）を添付してください。（縮尺：1／2500程度）  
（①で利用する消火栓が負圧にならないかを町で確認します。）
- ② 消火栓等を新設する場合は、上下水道課等の関係課と協議を行うとともに、計画通り設置し町に帰属してください。
- ③ 給排水計画平面図にて、給水本管の種類及び口径の情報・消火栓の位置、種類及び口径の情報を記載してください。（縮尺：1／250程度）
- ④ 地下式消火栓の場合は、鉄蓋等所定の様式を参考に設置してください。
- ⑤ 地下式消火栓の場合は、設置位置が分かるように、消火栓マンホールの周囲を幅15cmの黄色ラインで表示してください。



## クリーンセンター係

- ① 開発計画が住居の場合は、原則としてごみ収集場所を新設し、地区衛生支部長とごみ収集場所の必要性や設置位置について事前に協議してください。やむを得ず設置できない場合も協議してください。
  - ・ 開発計画にごみ収集場所を新設する場合  
ごみ収集場所の使用開始にあたっては、地域の衛生支部長への報告と使用開始申請書の提出が必要です。クリーンセンターに提出してください。
  - ・ 開発計画にごみ収集場所がない場合（既設の収集場所を利用する場合）  
入居者が出すごみをどこの収集場所へ出すのかについて、地域の衛生支部長と調整してください。
- ② ごみ収集場所は、新設道路や既存道路敷地内に設置すると通行の妨げとなるため、ごみ収集場所用の帰属予定地または開発宅地内に計画してください。また、ごみの敷地外への散乱を防止するため、高さ60cm以上の囲い、または敷地内に収まるごみカゴの設置を計画し、協議書には位置図および構造図を添付してください。
- ③ ごみ収集が困難な場所（ゴミ収集車4tが近づけない）はごみ収集場所位置を再考してもらう場合があります。

## 【 上下水道課 】 水道庁舎（役場と別庁舎になります）

### 上水道工務係・庶務係

- ① 配管については、給水装置施工基準のとおり施工して下さい。なお、給水装置施工基準は（町ホームページ『検索コーナー』→『課名・組織で探す』→『上下水道課』→『上水道』→『給水装置工事申込について』→『給水装置施工基準』）に掲載してあります。
- ② 連合管の場合は、管末に排泥を設置してください。また、グレーチング部分に排泥管を設置してください。
- ③ その他取出し位置等については、上下水道課と協議して決定してください。

### 下水道工務係

- ① 都市計画法 32 条協議とは別に下水道工事についての協定書を作成し、上下水道課と締結します。

#### ② 設計条件

##### 【本管部】

管 種 PRP φ 200 mm（リブ付硬質塩化ビニル管）

勾 配 3 ‰

下流側マンホール 1 号（割込み人孔）

上流側マンホール 1 号又は 0 号

※上流側マンホールからの公共枳直取りは 0 号の場合 2 箇所まで、1 号の場合は 3 箇所まで可能。

舗装復旧 道路管理者の指示によります。

##### 【取付管部】

管 種 VU φ 150 mm（硬質塩化ビニル管）

勾 配 10 ‰以上

公共枳 VU φ 200 mm（硬質塩化ビニル管）

塩ビ製 3 方向流入インバートタイプ

蓋 φ 200 mm 塩ビ製 玉村町マーク入り

### 下水道庶務係

- ① 公共下水道への接続に際し、受益者負担金（土地面積 1 m<sup>2</sup>当たり 240 円）がかかる場合があります。予めご承知ください。

## 【 生涯学習課 】 玉村町文化センター内

### 文化財係

- ① 道路予定地を対象に試掘確認調査をお願いする場合があります。事前にご連絡してください。

### 附 則

1. この基準は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
2. 平成 28 年 10 月 11 日一部改正
3. 平成 29 年 5 月 8 日一部改正
4. 平成 29 年 8 月 28 日一部改正
5. 平成 30 年 3 月 1 日一部改正
6. 平成 30 年 4 月 18 日一部改正
7. 平成 30 年 5 月 2 日一部改正
8. 令和 6 年 6 月 6 日一部改正
9. 令和 8 年 1 月 15 日一部改正
10. 令和 8 年 6 月 23 日一部改正
11. 令和 8 年 7 月 6 日一部改正
12. 令和 8 年 7 月 9 日一部改正

## 別紙①

### ●農業用水路への排水放流に係る誓約書について（説明）

生活雑排水や雨水排水を農業用水に流すときに必要な事項

- ①関係土地改良区の同意
- ②土地改良の役員になっている地元農家代表の同意  
（玉村には排水組合はない）

- ・原則農業用水に排水は禁止です。排水路がある場合は排水路に接続してください。やむを得ない場合のみ、排水誓約書で対応いたします。
- ・水路に接続するとき、水路・道路に手を加えるときは都市建設課に（占有）申請をしてください。
- ・浄化槽に関する事項は群馬県中部環境事務所へ相談してください。
- ・工業排水は農業用水路への排水は原則禁止です。

※工業排水は浄化槽で基準まで浄化して排水するとしても、事故により大量の未処理汚水が流れた場合、農業用水路に流れ出て甚大な被害が発生する可能性があるため。（工場内のトイレや生活雑排水、雨水のみは可）詳細は相談してください。

### ●農業用水路に蓋がけ等をしたい場合

農業用水路に蓋等の工作物を設置する場合は、関係土地改良区に手続きが必要となります。詳細は、設置を希望する場所の土地改良区事務所で手続きをしてください。

玉村地区を受益とする土地改良区事務所の所在地

○天狗岩堰土地改良区（利根川より南側の地区）

前橋市新前橋町１４－４０ 電話 ０２７－２５１－４９３７

○広瀬桃ノ木両用水土地改良区（利根川より北側の地区）

前橋市昭和町１丁目２番７号 電話 ０２７－２３１－２０９０

玉村町経済産業課 ０２７０－６４－７７０９